

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 幕別町議会報告会～オンライン対応～

(1) 目的

議会活動の状況及び町政の状況を町民に報告及び説明するとともに、町民の意見等を聴取し、議会の運営改善と政策提言の充実に努めるため。

(2) 派遣場所

幕別町役場 議場

(3) 派遣期間

令和3年2月14日（1日間）

(4) 派遣議員

全議員 19人

2 その他

上記1の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。